

(証券コード：2195)
2023年3月2日

株主各位

本店所在地 京都市中京区烏丸通押小路上ル
秋野々町535番地
アミタホールディングス株式会社
代表取締役社長兼COO 佐藤博之

第13期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第13期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.amita-hd.co.jp/>



（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」から「株式関連情報」の「株主総会」を選択いただき、「第13期定時株主総会招集ご通知」を選択のうえ、ご確認ください。）

【株主総会資料掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/2195/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「アミタホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「2195」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」よりご確認ください。）

※「QRコード」は、株デンソーウェーブの登録商標です。

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）により議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年3月22日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年3月23日（木曜日）午前10時
2. 場 所 京都市上京区烏丸通下長者町上ル龍前町605番地
京都ガーデンパレス2階 祇園

3. 株主総会の目的事項

- 報 告 事 項**
1. 第13期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第13期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役7名選任の件

以 上

※当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

※本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本株主総会当日のご来場は極力お控えいただき、書面（郵送）による事前の議決権行使をお願い申し上げます。

※ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、「賛」の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

※電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

※書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、事業報告、連結計算書類及び計算書類を除いております。

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

事 業 報 告

(自 2022年1月1日
(至 2022年12月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に伴う影響や、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化に伴う様々な影響、原材料の供給不足や資源価格の高騰といったグローバルサプライチェーンの不安定性の増加、大きく変動する為替相場など、先行き不透明な状況が続いております。

このような経済状況のもと、当社グループは持続可能社会の実現を目指す「未来デザイン企業」として“産業と暮らしのRe・デザイン”をテーマに、持続可能な企業経営・地域運営を統合的に支援する「社会デザイン事業」の開発・提供に取り組んでまいりました。

産業のRe・デザインにおいては、循環型の事業創出・事業変革を支援する「Cyano Project（シアノプロジェクト）」を軸に、脱炭素、サーキュラーエコノミー、ネイチャーキャピタル等の取り組みを全体最適の視点で提案し、構想から構築、実行までトータルでサポートしております。循環型の持続可能経営ニーズの拡大を追い風に、2022年度は38社より新規受注いたしました（2021年度：24社）。また、国内100%リサイクルサービスは、国内メーカーの製造量減少等の影響により取扱量は前期比ではやや減少したものの、生産プロセスの改善により年々、利益率は高まっております。原料調達リスクが顕在化するなかで、リサイクル資源利用ニーズは着実に拡大傾向にあり、特にシリコンスラリー廃液の100%リサイクルは、国内半導体メーカーの増産に伴う発生品（廃棄物）の增量を受けて、好調に推移しております。環境認証審査サービスは、FSC®CoC認証を中心に堅実に顧客数が伸長（前期比23%増）しており、今後もTNFDへ対応する企業の増加など、ネイチャー・ポジティブへの機運が高まる中で、認証取得ニーズの拡大が予想されます。また、海外マレーシア事業は、新型コロナウイルス感染症等からの同国内の経済回復を追い風に、リサイクル資源の出荷量及びNi再生資源の取扱量が過去最大となりました。加えて当社が代表幹事を務める「ジャパン・サーキュラー・エコノミー・パートナーシップ：J-CEP」は、2021年の設立から加盟企業が16社増え44社となりました。後述するMEGURU STATION®を活かし、サプライチェーン全体でリサイクルの実証や、量り売り等のサービス化を議論することで、サーキュラーエコノミーの機運を醸成しております。

暮らしのRe・デザインにおいては、互助共助コミュニティ型資源回収ステーション「MEGURU STATION®」を基点に、循環型社会の実現に向けた実証を継続しております。年度末時点では、福岡県大刀洗町との包括連携協定における2か所のステーション開設、兵庫県神戸市との事業連携協定における2か所のステーション開設など、地域の4大課題（少子高齢化・人口減少・雇用縮小・社会保障費の増大）の解決に資するサービス開発に取り組んでまいりました。また、千葉大学との共同研究により「MEGURU STATION®への参加による介護予防効果、社会保障費の削減効果」を推定するなど、自治体における導入効果の定量化・可視化を進めております。

その他、持分法適用関連会社であるCodo Advisory株式会社は、脱炭素経営に向けた移行戦略の策定・評価支援サービス及び気候変動に関する教育ワークショップ等を提供しております。2022年3月の設立から半年間で、大手企業を中心に10社を支援しております。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は、Cyano Projectの提供が拡大した一方で、「収益認識に関する会計基準」等の適用などにより、4,824,795千円（前期差△332,993千円）、営業利益は「収益認識に関する会計基準」等の適用の影響を除く売上高の増加などにより609,728千円（前期比8.9%増、前期差+49,705千円）となりました。経常利益については、営業利益の増加や、マレーシア事業に関わる持分法による投資利益が同国内でのグリーン投資税制の税控除を受けたことも含めて増加したことなどにより715,537千円（前期比13.7%増、前期差+86,076千円）となりましたが、前連結会計年度に子会社合併に伴う税金費用の軽減があったため、親会社株主に帰属する当期純利益については531,242千円（前期比16.1%減、前期差△101,594千円）となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しております。そのため、売上高についての前期比（%）を記載しておりません。詳細については、連結計算書類 連結注記表「【2】会計方針の変更に関する注記」をご参照ください。

また、当社グループは、社会デザイン事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載をしておりません。

(2) 資金調達の状況

当社は、既存借入金のリファイナンス及び今後の経営計画を推進する上で必要な財務基盤の安定化を目的として、2020年10月31日付で総額1,500,000千円のシンジケートローン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末におけるシンジケートローンの借入金残高は1,200,000千円であります。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は総額95,321千円であり、主に姫路循環資源製造所における設備の更新や、IT機器等の更新によるものであります。

(4) 重要な組織再編等の状況

当社は、MCPジャパン・ホールディングス株式会社と合弁会社Codo Advisory株式会社を2022年3月28日付で設立しました。なお、当社の持株比率は50%であります。

(5) 対処すべき課題

企業を取り巻く状況に目を向けると、新型コロナウイルス感染症の影響から生産活動、消費活動ともに穏やかに持ち直していくと思われるものの、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化に伴う様々な影響、原材料の供給不足や資源価格の高騰といったグローバルサプライチェーンの不安定性の継続、米欧や中国を中心とする世界経済の減速影響、また、自然災害の頻発など、不透明な状況が続くものと予想されます。一方で、国内外における脱炭素やサーキュラーエコノミーの潮流、投資家や企業、自治体のESG重視の流れは、資源価格の高騰等により一時的な停滞が見られたものの、安全保障の観点も加わって継続しており、今後もサーキュラーエコノミー推進による“持続性”向上ニーズは加速していくと予想されます。

このような状況の中で、当社グループは「未来デザイン企業」として“産業と暮らしのRe・デザイン”をテーマに、社会の持続性と関係性を向上する「社会デザイン事業」の確立に向けた商品開発・展開を引き続き推進いたします。2022年11月には、2030年に向けた事業ビジョンを、「エコシステム社会構想2030」（以下本構想）という形で発表いたしました。本構想の実現に向け、組織の機動性・サービスの品質・価値創造力を高めるため、子会社の分社化（※詳細は「連結計算書類 連結注記表【10】重要な後発事象に関する注記」を参照）及び新たな子会社の設立（AMIDAO株式会社）や、NTTコミュニケーションズ社、三井住友信託銀行社等をはじめとする、異業種企業との戦略的パートナーシップを積極的に推進しております。2021年から3年間の“市場創造への挑戦期間”的最終年度である2023年は、持続可能な企業経営・地域運営を支援するサービスの開発及び展開に引き続き注力し、また、企業等との戦略的パートナーシップの推進や、J-CEPのような共創型のコンソーシアムにて、市民・自治体・大学・官公庁等との連携も拡大することで、2024年からの“市場展開期”とその先の本構想の実現へとつなげていきたいと考えております。

産業のRe・デザインにおいては、持続可能な企業経営への移行戦略支援（＝トランジションストラテジー事業）を強化します。具体的には、企業経営の持続性を高

め、循環型の事業創出・事業変革（＝移行戦略）を支援する「Cyano Project」を通じ、攻めのESG経営コンサルティングや環境BPO（AMITA Smart Eco、サーキュラーマテリアル事業、守りのESG経営コンサルティング）など、方針策定から仕組み化まで各ソリューションによる統合的サポートを展開してまいります。その際には、脱炭素経営への移行戦略支援を行うCodo Advisory株式会社、既存・新規の戦略的パートナーシップ、J-CEPなどと連携することで提供価値の向上を図ってまいります。成長期にある環境認証審査サービスについてはニーズの拡大に合わせた組織体制の強化を図ってまいります。マレーシアをはじめとする海外においては、自社工場における再資源化事業の安定化・推進以外にも、循環型社会の仕組みづくりなど国内で開発・展開中の事業提供なども視野に入れて市場の開拓を行ってまいります。

国内100%リサイクルサービスは、天然資源の代替製品を製造するリサイクル事業から、持続可能な調達・資源活用の総合ソリューションを提供するサーキュラーマテリアル事業へ高度化いたします。具体的には、CO₂削減に資する石炭代替燃料など新たな循環資源及び循環技術の開発や機能強化、パートナー企業との積極的なアライアンスなど、事業革新の機動力を高めてまいります。また、成長期にあるシリコンスラリー廃液の再資源化へ新たな設備投資を行い、2024年以降の製造能力を1.5倍に高めてまいります。

暮らしのRe・デザインにおいては、商品プロトタイプの構築・実証及び事業モデルの確立に引き続き注力いたします。具体的には、中核サービスとして開発を進めてきた「MEGURU STATION®」のモデル開発を完了し、福岡県大刀洗町や兵庫県神戸市をはじめとする複数地域において、同地域内の面的展開と仮説検証を実施しながら、環境コストの低減・互助共助の仕組み・消費動向や資源情報の活用等により地域・企業・社会の課題を統合解決するビジネスモデル化を目指してまいります。その際には資源の安全性を証明するためのトレサビリティや利用者の貢献を可視化する必要があるため、Web3関連技術を用いてトーケンエコノミーの設計・開発等（＝エコシステム共創事業）を行うAMIDAO株式会社と連携してまいります。

さらに「社会デザイン事業」を支える経営基盤として、企业文化の再構築（新しい目標管理手法の運用改善、週32時間就労への挑戦、人材育成の強化等）や、ステークホルダーとの関係強化・社会的認知度の向上等に繋がる施策等、良質な経営資源の増幅に向けた仕組みづくりに引き続き取り組んでまいります。

(6) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第10期 2019年12月期	第11期 2020年12月期	第12期 2021年12月期	第13期 (当連結会計年度) 2022年12月期
売 上 高		千円 4,744,052	千円 4,608,264	千円 5,157,789	千円 4,824,795
経 常 利 益		246,790	292,327	629,461	715,537
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益		162,557	388,679	632,836	531,242
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)		9.27	22.16	36.08	30.29
総 資 産		3,826,734	4,311,276	4,427,311	4,824,280
純 資 産		424,609	809,085	1,455,024	2,001,050

- (注) 1. 当社は、2022年1月1日付で普通株式1株につき5株の割合、2022年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
アミタ株式会社	100,000千円	100.0%	社会デザイン事業（トランジションストラテジー事業：持続可能な企業経営・地域運営への移行戦略支援、海外における社会デザイン事業の展開。サーキュラーマテリアル事業：持続可能な調達・資源活用の総合ソリューション）
AMITA ENVIRONMENTAL STRATEGIC SUPPORT (MALAYSIA) SDN. BHD.	2,300 千リンギット	100.0% (100.0%)	100%リサイクル

(注) 議決権比率の（ ）内は、間接所有に対する割合（%）を内数で示しております。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社の名称	アミタ株式会社
特定完全子会社の住所	東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番地7
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	941,848千円
当社の総資産額	2,449,395千円

(8) 主要な事業内容（2022年12月31日現在）

当社グループは、社会デザイン事業の単一セグメントであり、セグメントごとの記載をしておりません。

事業区分	主な事業内容
社会デザイン事業	トランジションストラテジー事業：持続可能な企業経営・地域運営への移行戦略支援、海外における社会デザイン事業の展開。サーキュラーマテリアル事業：持続可能な調達・資源活用の総合ソリューション

(9) 主要な事業所（2022年12月31日現在）

- ① 当社
本店 京都市中京区烏丸通押小路上ル秋野々町535番地
- ② 重要な子会社
アミタ株式会社
本店 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番地7
京都オフィス 京都市中京区烏丸通押小路上ル秋野々町535番地
循環資源製造所 全国4箇所（宮城県、茨城県、兵庫県、福岡県）

(10) 従業員の状況（2022年12月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
169名	+12名

(注) 従業員数には、派遣社員3名、臨時社員71名は含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
名	名	歳	年
49	+8	38.92	9.89

(注) 1. 平均勤続年数について、当社グループからの転籍者については、勤続年数を通算して算出しております。

2. 従業員数には、派遣社員1名、臨時社員11名は含まれおりません。

(11) 主要な借入先の状況（2022年12月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	480,000 千円
株式会社商工組合中央金庫	400,000
株式会社三井住友銀行	240,000
株式会社りそな銀行	80,000
株式会社福岡銀行	52,562

(注) 株式会社みずほ銀行、株式会社商工組合中央金庫、株式会社三井住友銀行及び株式会社りそな銀行の借入金残高には、株式会社みずほ銀行を幹事とする4行によるシンジケートローンの残高1,200,000千円が含まれております。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2022年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 36,000,000株
(2) 発行済株式の総数 17,547,470株（自己株式3,890株を除く。）
(3) 株主数 2,889名
(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
大平洋金属株式会社	5,820,000 株	33.17 %
熊野英介	5,594,100	31.88
MCPジャパン・ホールディングス株式会社	660,000	3.76
アミタ社員持株会	411,600	2.35
株式会社日本カストディ銀行	406,000	2.31
株式会社三井住友銀行	300,000	1.71
株式会社みずほ銀行	300,000	1.71
玉田博之	249,000	1.42
尾崎圭子	234,000	1.33
杉本憲一	205,500	1.17

（注）持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数3,890株を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

（6）その他株式に関する重要な事項

① 株式分割

当社は、2022年1月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。これにより発行可能株式総数は9,600,000株増加し、発行済株式の総数は、4,677,696株増加しております。

また、2022年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これにより発行可能株式総数は24,000,000株増加し、発行済株式の総数は、11,694,240株増加しております。

② 新株予約権

新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は10,000株増加しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に従業員等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他の新株予約権等の状況

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権（2022年12月19日発行）

決議年月日	2022年12月2日
新株予約権の数	20,000個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容 及び数	普通株式 2,000,000株 (新株予約権1個当たり100株) (注) 3
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 304円
新株予約権の払込期日	2022年12月19日
新株予約権の行使時の払込金額	当初行使価額 1,149円 (注) 4
新株予約権の行使に際して出資される財産 の価額	新株予約権の行使時の払込金額に割当株式 数を乗じた額とする。 (注) 4
新株予約権の行使により株式を発行する場 合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,152.04円 (注) 5 資本組入額 576.02円 (注) 5
新株予約権の行使期間	自 2022年12月20日 至 2024年12月19日
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社の取締役会による承認を得た場合を除 き、当社以外の第三者に対して譲渡を行うこ とはできない。
割当先	第三者割当の方法により、発行した新株予約 権の総数をみずほ証券株式会社に割当てた。

(注) 1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権であります。

2. 当該行使価額修正条項付新株予約権の特質

- (1) 本新株予約権の目的となる株式の総数は2,000,000株、割当株式数（「(注) 3. 新株予約権の目的となる株式の数（1）」に定義する。）は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額（「(注) 4. 新株予約権の行使時の払込金額（2）」に定義する。）が修正されても変化しない（ただし、「(注) 3. 新株予約権の目的となる株式の数」に記載のとおり、調整されることがある。）。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。

(2) 行使価額の修正基準

本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に、当該効力発生日以降修正される。

(3) 行使価額の修正頻度

行使の際に「(注) 2. 当該行使価額修正条項付新株予約権の特質（2）」に記載の条件に該当する都度、修正される。

(4) 行使価額の下限

「下限行使価額」は、当初、1,149円とする。ただし、「(注) 4. 新株予約権の行使時の払込金額（4）」の規定を準用して調整される。

(5) 割当株式数の上限

2,000,000株（発行決議日現在の発行済株式の総数に対する割合は11.40%）

(6) 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限

2,304,080,000円（「(注) 2. 当該行使価額修正条項付新株予約権の特質（4）」に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額。ただし、本新株予約権の一部は行使されない可能性がある。）

(7) 本新株予約権の取得

- ①当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得することができる。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

- ②当社は、2024年12月19日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- ③当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をしたうえで、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- ④当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

3. 新株予約権の目的となる株式の数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式2,000,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）。ただし、「(注)3. 新株予約権の目的となる株式の数(2)乃至(5)」により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{株式分割等の比率}$$

- (3) 当社が「(注)4. 新株予約権の行使時の払込金額(4)」の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合（ただし、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整される。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、係る算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、「(注)4. 新株予約権の行使時の払込金額(4)」に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (4) 本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る「(注) 4. 新株予約権の行使時の払込金額 (4) ②、⑤及び⑥」による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、係る調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、「(注) 4. 新株予約権の行使時の払込金額 (4) ② e.」に定める場合、その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

4. 新株予約権の行使時の払込金額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、「(注) 4. 新株予約権の行使時の払込金額 (2)」に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初1,149円とする。ただし、行使価額は「(注) 4. 新株予約権の行使時の払込金額 (3)又は(4)」に従い、修正又は調整される。
- (3) 行使価額の修正
本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に、当該修正日以降修正される。ただし、修正日に係る修正後の行使価額が1,149円（以下「下限行使価額」といい、「(注) 4. 新株予約権の行使時の払込金額 (4)」の規定を準用して調整される。）を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とする。
- (4) 行使価額の調整
①当社は、当社が本新株予約権の発行後、「(注) 4. 新株予約権の行使時の払込金額 (4) ②」に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times 1\text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}}{}$$

②行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- a. 「(注) 4. 新株予約権の行使時の払込金額 (4) ④ b.」に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（ただし、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役その他の役員又は従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）
調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又は係る発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

b. 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- c. 「(注) 4. 新株予約権の行使時の払込金額 (4) ④ b.」に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は「(注) 4. 新株予約権の行使時の払込金額 (4) ④ b.」に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（ただし、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。）
調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- d. 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに「(注) 4. 新株予約権の行使時の払込金額 (4) ④ b.」に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

e. 「(注) 4. 新株予約権の行使時の払込金額 (4) ④ a. 乃至c.」の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、「(注) 4. 新株予約権の行使時の払込金額 (4) ④ a. 乃至c.」にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- ③行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。ただし、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- ④a.行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。
b.行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
c.行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、係る基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、「(注) 4. 新株予約権の行使時の払込金額 (4) ② b.」の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

- ⑤「(注)4. 新株予約権の行使時の払込金額(4)②」の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- a. 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - b. その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - c. 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ⑥「(注)4. 新株予約権の行使時の払込金額(4)②」の規定にかかわらず、「(注)4. 新株予約権の行使時の払込金額(4)②」に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が「(注)4. 新株予約権の行使時の払込金額(3)」に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
- ⑦行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、係る調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、「(注)4. 新株予約権の行使時の払込金額(4)②e.」に定める場合、その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、「(注)3. 新株予約権の目的となる株式の数」の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当先との間の取決めの内容

本新株予約権に関して、当社は、本新株予約権の割当先であるみずほ証券株式会社との間で、本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結された本割当契約で下記の内容について合意しました。

<割当先の誠実努力義務>

割当先は、本新株予約権の行使について、当社の本新株予約権の発行目的を十分に理解した上で誠実に行うよう最大限努力します。

<停止指定条項>

- (1) 当社は、割当先に対して、停止指定をすることができます。停止指定期間は、割当日の翌々取引日から2024年6月19日までの期間中のいずれかの期間とし、当社が割当先に対して停止指定を通知した日の翌々取引日から（当日を含みます。）当社が指定する日まで（当日を含みます。）とします。
- (2) 当社は、停止指定を行った場合、いつでもこれを取り消すことができます。
- (3) 当社は、停止指定を行った場合又は停止指定を取り消した場合には、その旨をプレスリリースにて開示いたします。

<譲渡制限条項>

割当先は、本新株予約権について、当社の取締役会による承認を得た場合を除き、当社以外の第三者に対して譲渡を行うことはできません。

<本新株予約権の取得請求条項>

本新株予約権には、当社の選択により2週間以上前に事前通知をすれば、いつでも、残存する本新株予約権の全部を、発行価額と同額にて取得することができる旨の取得条項、及び当社が本新株予約権の行使期間の末日（2024年12月19日）に、当該時点で残存する本新株予約権の全部を、発行価額と同額にて取得する旨の取得条項が付されております。当該取得条項については、「(注) 2. 当該行使価額修正条項付新株予約権の特質(7)」に記載のとおりです。

7. 当社の株券の売買について割当先との間の取決めの内容

該当事項はありません。

8. 当社の株券の貸借に関する事項について割当先と当社の特別利害関係者等との間の取決めの内容

本新株予約権の発行に伴い、当社代表取締役会長兼CEOである熊野英介は、その保有する当社普通株式の一部について割当先であるみずほ証券株式会社へ貸株を行う予定です。

9. その他の投資の保護を図るために必要な事項

<割当先による行使制限措置>

- (1) 当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、所定の適用除外の場合を除き、単一暦月中に割当予定先の本新株予約権の行使により取得される株式数が、本新株予約権の払込時点における上場株式数の10%を超える場合（以下「制限超過行使」といいます。）には、当該10%を超える部分に係る行使を制限します（割当先が本新株予約権を第三者に転売する場合及びその後当該転売先がさらに第三者に転売する場合であっても、当社が、転売先となる者との間で、同様の内容を約する旨定めることを含みます）。
- (2) 割当先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行います。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2022年12月31日現在）

氏名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
熊野英介	代表取締役会長兼CEO	
佐藤博之	代表取締役社長兼COO	
末次貴英	取締役	アミタ株式会社代表取締役
唐鎌真一	取締役	
岡田健一	取締役	
石田秀輝	取締役	リファインホールディングス株式会社監査役
真野毅	取締役	
長谷川孝文	常勤監査役	
中東正文	監査役	国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学副学長
矢本浩教	監査役	公認会計士、税理士、矢本公認会計士事務所共同代表、清友監査法人代表社員

- (注) 1. 取締役石田秀輝、取締役真野毅の両氏は社外取締役であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所に対し、「独立役員」として届け出ております。
2. 監査役中東正文、監査役矢本浩教の両氏は社外監査役であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所に対し、「独立役員」として届け出ております。
3. 監査役矢本浩教氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金1,000千円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社の全ての役員等（取締役、監査役、執行役員及びその他会社法上の重要な使用人）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者である役員がその職務の執行として行った行為（不作為を含む）に起因して保険期間中に損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被ることとなった損害賠償金や訴訟費用等の損害が保険会社より填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、贈収賄等の犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等の場合には填補の対象としないこととしております。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の人数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外 取締役)	114,460 (5,700)	114,460 (5,700)	— (-)	— (-)	7 (2)
監査役 (うち社外 監査役)	21,581 (4,800)	21,581 (4,800)	— (-)	— (-)	5 (4)
合計 (うち社外 役員)	136,042 (10,500)	136,042 (10,500)	— (-)	— (-)	12 (6)

(注) 上表には、2022年3月17日開催の第12期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役2名（うち社外監査役2名）を含んでおります。

- ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項
取締役の金銭報酬の額は、2011年3月28日開催の第1期定時株主総会において年額300,000千円以内（うち、社外取締役分年額30,000千円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち、社外取締役は1名）であります。
監査役の金銭報酬の額は、2011年3月28日開催の第1期定時株主総会において年額30,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名であります。

- ③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項
取締役会は、代表取締役会長兼CEO熊野英介氏及び代表取締役社長兼COO佐藤博之氏に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。代表取締役の両氏に委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役の両氏が適していると判断したためであります。

(6) その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

(7) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び兼職先と当社との関係
取締役石田秀輝氏は、リファインホールディングス株式会社の監査役を兼務しております。なお、当社とリファインホールディングス株式会社との間に特別の利害関係はありません。
監査役中東正文氏は、国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学の副学長を兼務しております。なお、当社と国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学との間に特別の利害関係はありません。
監査役矢本浩教氏は、矢本公認会計士事務所の共同代表及び清友監査法人の代表社員を兼務しております。なお、当社と矢本公認会計士事務所及び清友監査法人との間に特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	出席状況、発言状況及び 社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
石 田 秀 輝	社 外 取 締 役	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました。 取締役会では主に環境分野での豊富な経験と知見から積極的に意見を述べており、客観的・中立的立場で意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
真 野 豪	社 外 取 締 役	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました。 取締役会では主に企業経営者としての豊富な経験と行政でも手腕を振るわれた幅広い見識から積極的に意見を述べており、客観的・中立的立場で意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
中 東 正 文	社 外 監 査 役	2022年3月17日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、また、監査役会13回の全てに出席いたしました。 法制審議会幹事、最高裁判所民事規則制定諮問委員会幹事などを務められ、かつ大学副学長、大学教授としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、客観的かつ中立的な観点から監査を行い、監査役会において、適宜、必要な発言を行っております。
矢 本 浩 教	社 外 監 査 役	2022年3月17日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に、また、監査役会13回の全てに出席いたしました。 公認会計士・税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、客観的かつ中立的な観点から監査を行い、監査役会において、適宜、必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第29条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が7回ありました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwC京都監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
① 事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	25,700千円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,900千円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確にしておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、PwC京都監査法人に対して、財務デューデリジェンス業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社における取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の会社の業務の適正を確保するための体制について定めている内部統制システムの基本方針は、以下のとおりであります。

- ① 取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社は、コンプライアンス体制の基礎として、当社並びに当社グループ会社の役員及び従業員を含めた「アミタ行動規範」並びに「コンプライアンスガイドライン」及び「コンプライアンス規程」を定め、法令、定款及び社内規程の遵守・徹底を図るとともに高い道徳観・倫理観を持ち良識に従った活動を行う。
 - ・「コンプライアンス規程」に基づき、法令違反その他のコンプライアンスに関する疑義のある行為について、従業員が直接情報提供を行う手段として、社外の弁護士又はコンプライアンス担当役員又は法務担当部署を情報受領者とする内部通報窓口を設けるとともに、通報者には「コンプライアンス規程」に沿った通報者保護の対応をとるものとする。
- ② 職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報については、「取締役会規程」及び「文書管理規程」に基づき記録し、保存・管理する。記録は「文書管理規程」に定められた期間、その保存媒体に応じて適切かつ検索性の高い状態で保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
- ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社及び子会社のコンプライアンス、災害、事業、情報セキュリティ等に係る個々のリスクについては、当社においてそれぞれの主管部署を定め、適切に規程・ガイドラインの制定、教育等を行い、リスク管理体制を構築する。法務担当部署は、これらを横断的に推進管理する。
 - ・不測の事態が発生した場合には、「危機管理規程」に基づき、代表取締役社長又はその指名する者を本部長とする経営危機対策本部を設置して迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・当社及び子会社の取締役会については「取締役会規程」を定め、月1回これを開催することを原則とし、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定と取締役の職務執行状況の監督を行う。
 - ・当社及び子会社の取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」、「職務権限規程」、「関係会社管理規程」において、それぞれの責任者及びその責任範囲と執行手続の詳細について定める。
 - ・当社の取締役会で定めた年度予算を、当社グループ全体の目標とする。当社及び子会社は、当社及び子会社の取締役会において定期的に進捗状況を報告し、改善策を検討し、具体的対策を実行する。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・グループ会社すべてに適用する行動指針としての「アミタ行動規範」並びに「コンプライアンスガイドライン」を各子会社においても運用し、コンプライアンス体制を整備する。法務担当部署は、これを横断的に推進する。
 - ・各グループ会社は「関係会社管理規程」及び「組織規程」に従う。これらに基づき、当社管理担当部署は各グループ会社の管理を行う。
 - ・当社の内部監査担当部署は当社及び各グループ会社の内部統制状況を評価し、監査の結果は当社の取締役会に報告する体制とし、各グループ会社の業務の運営については、「関係会社管理規程」において重要な事項を定め、当該規程に基づき当社取締役会において事前に承認を採るものとし、定期的に進捗状況の報告を行う。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人（スタッフ）を設置する。
 - ・監査役は使用人（スタッフ）の権限、責務及び待遇について必要と認めた事項を取締役に求め、当該使用人（スタッフ）の取締役からの独立性を保つものとする。
 - ・当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の実行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じるものとする。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、子会社の役員及び使用人及び使用人等から報告を受けた者が当社監査役に報告するための体制、及び監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保するための体制その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社グループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちにこれを監査役に報告しなければならない。当社の監査役は、いつでも必要に応じて当社及び子会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができるとしている。
 - ・子会社の役員及び従業員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。また子会社の役員及び従業員は、法令等の違反行為等、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、ただちに当社の子会社を管理する部門へ報告を行い、当該部門は当社監査役へ報告を行う。
 - ・内部監査担当部署は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合などは、直ちにこれを監査役に報告しなければならない。
 - ・監査役は、取締役会に出席して必要に応じて意見を述べることができる。
 - ・代表取締役社長は、監査役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役会監査の環境整備状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
 - ・当社は、監査役への報告を行った当社グループの役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び従業員に周知徹底する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、CSRの取り組み（個人情報保護・機密情報管理、コンプライアンス、コーポレートガバナンス、環境方針）をすべての役職員に周知徹底を図っております。財務報告の有効性に関する評価並びに各事業部門における業務処理統制の状況については、内部監査担当部署が計画的に実施する内部監査において業務処理統制の検証を行っております。

コンプライアンスの状況については、常勤監査役と内部監査担当部署が連携して、計画的あるいは隨時に実施する内部監査において検証しており、各々の検証結果については内部監査報告書として、当社の代表取締役社長及び取締役会に対し報告を行っております。法務担当部署が中心となり、定期的なコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス意識向上を図っております。

また、常勤監査役は、経営に重大な影響を及ぼすリスクについて業務執行を行う取締役が適切に対応しているか確認検証しており、その検証結果は監査役会において情報共有し、必要に応じて代表取締役社長に意見交換会を通じて報告を行っております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、「持続可能社会＝発展すればするほど自然資本と人間関係資本が増加する社会」の実現を目指し、その実践においてはステークホルダー経営（株主・顧客・取引先・従業員・地域社会を含む）を目指しております。

ステークホルダーの皆様の共通の望みである「持続性」を実現するためには、新型コロナウイルス感染症パンデミックやエネルギー・資源価格の高騰の影響等によって従来の成長エンジンであった安定した「グローバル市場及びグローバルサプライチェーン」が不安定さを増す時代において、将来リスクを解決するための新規市場への投資が重要であると認識しております。すなわち、当該投資活動を積極的に行い、企業競争力と企業価値を向上させることが、ステークホルダーの皆様への中長期的利益還元として重要な経営課題の一つであると考えております。

以上を踏まえ、企業・自治体等における持続性向上ニーズが急速に顕在化している情勢から、当該ニーズに応える統合的な新サービスの開発と提供に向けた投資活動を一定期間拡大・継続することとし、この投資・開発期間は当期純利益の10%相当額の期末配当を目標としてまいります。そして、新しい成長エンジンである、持続的で安定的な「サーキュラーサプライチェーン及びローカルコミュニティネットワーク市場」の構築・安定化をもって、財務体質と経営基盤の強化を図るとともに、必要な内部留保を確保しつつ、当期純利益の30%相当額の期末配当を目標として、ステークホルダーの皆様に対して適正な利益還元を継続的に実施してまいります。

(注) 本事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2022年12月31日現在)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	[2,769,627]	【流動負債】	[1,269,005]
現金及び預金	1,779,633	支払手形及び買掛金	293,290
受取手形及び売掛金	744,972	1年内返済予定の長期借入金	170,000
商品及び製品	32,989	リース債務	16,267
仕掛品	18,498	未払金	170,395
原材料及び貯蔵品	10,844	未払法人税等	101,504
その他の	182,759	賞与引当金	76,848
貸倒引当金	△70	前受金	151,151
【固定資産】	[2,054,652]	【固定負債】	[1,554,224]
(有形固定資産)	(1,546,942)	長期借入金	1,082,562
建物及び構築物	391,446	リース債務	21,450
機械装置及び運搬具	320,266	退職給付に係る負債	349,349
土地	752,187	資産除去債務	100,681
建設仮勘定	17,325	その他の	180
その他の	65,717	負債合計	2,823,230
(無形固定資産)	(36,966)	純資産の部	
その他の	36,966	【株主資本】	[1,955,781]
(投資その他の資産)	(470,743)	資本金	480,680
投資有価証券	281,722	資本剰余金	250,443
繰延税金資産	35,136	利益剰余金	1,225,139
その他の	153,885	自己株式	△482
資産合計	4,824,280	【その他の包括利益累計額】	[39,219]
		為替換算調整勘定	39,219
		【新株予約権】	[6,049]
		純資産合計	2,001,050
		負債純資産合計	4,824,280

連結損益計算書

(自 2022年1月1日)
(至 2022年12月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	4,824,795
売 上 原 価	2,687,253
売 上 総 利 益	2,137,542
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,527,814
営 業 利 益	609,728
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	112
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	108,901
為 替 差 益	5,825
そ の 他	13,666
営 業 外 収 益	128,505
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	16,540
新 株 予 約 権 発 行 費	2,640
そ の 他	3,515
営 業 外 費 用	22,696
経 常 利 益	715,537
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	2,821
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 売 却 損	5,495
関 係 会 社 株 式 評 価 損	725
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	6,220
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	712,138
法 人 税 等 調 整 額	100,818
当 期 純 利 益	80,078
親会社株主に帰属する当期純利益	180,896
親会社株主に帰属する当期純利益	531,242
親会社株主に帰属する当期純利益	531,242

連結株主資本等変動計算書

(自 2022年1月1日)
(至 2022年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本 合 計				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	474,920	244,683	728,972	△375	1,448,200
当 期 变 動 額					
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	5,760	5,760	—	—	11,520
剰 余 金 の 配 当	—	—	△35,075	—	△35,075
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	—	—	531,242	—	531,242
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△106	△106
株主資本以外の項目の 当 期 变 動 額 (純額)	—	—	—	—	—
当 期 变 動 額 合 計	5,760	5,760	496,166	△106	507,581
当 期 末 残 高	480,680	250,443	1,225,139	△482	1,955,781

(単位：千円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	為 替 損 益 調 整	換 算 勘 定		
当 期 首 残 高	6,823	6,823	—	1,455,024
当 期 变 勤 額				
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	—	—	—	11,520
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	△35,075
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	—	—	—	531,242
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△106
株主資本以外の項目の 当 期 变 勤 額 (純額)	32,395	32,395	6,049	38,445
当 期 变 勤 額 合 計	32,395	32,395	6,049	546,026
当 期 末 残 高	39,219	39,219	6,049	2,001,050

【連結注記表】

【1】連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数
- ・連結子会社の名称

2社

アミタ(株)

AMITA ENVIRONMENTAL STRATEGIC SUPPORT
(MALAYSIA) SDN. BHD.

(2) 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の名称 倍かみBIO
- ・連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社の数 2社
- ・持分法適用関連会社の名称

AMITA BERJAYA SDN. BHD.
Codo Advisory(株)

なお、当連結会計年度において、MCPジャパン・ホールディングス株式会社と合弁会社Codo Advisory株式会社を設立し、持分法適用の範囲に含めております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

主として移動平均法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 5年～50年

機械装置及び運搬具 4年～17年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額に基づく当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社が行う統合サービス、即ち顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足しこれに関する収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① コンサルティング・認証等

コンサルティング又は審査を履行義務とする収益の認識はそれぞれ実施報告書を納品したときに認識しております。

② ICTオペレーションサービス

AMITA Smart EcoなどICTサービスやアウトソーシングサービスの継続的供与を履行義務とする収益は一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識しております。

③ 100%リサイクルサービス（再資源化加工）

中間処理を履行義務とする委託契約に係る収益は当社及び連結子会社の循環資源製造所にて発生品等の調合又は混合を完了し、これを納入先に納品したときに認識しております。

④ リサイクルオペレーション（直送取引）

排出元の発生品を収集・運搬し排出先に引き渡す履行義務に係る収益は発生品が排出先に納品されたときに認識しております。当社及び連結子会社が発生品を支配し得ないとき、当社及び連結子会社が代理人として手配又は事務媒介することと交換に権利を得ると見込む報酬又は手数料の金額を収益として認識しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を基礎とした額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

② 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

【2】会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することいたしました。これにより、従来、リサイクルオペレーション（直送取引）の対象たる発生品が有価物である場合、排出元から受け取る対価の総額で収益を認識しておりましたが、当社及び連結子会社が発生品を支配し得ないとき、当社及び連結子会社が代理人として手配又は事務媒介することと交換に権利を得ると見込む報酬又は手数料の金額を収益として認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、当該期首残高に与える影響はありません。

この結果、当連結会計年度の売上高及び売上原価は505,770千円減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することいたしました。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

また、【7】金融商品に関する注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこといたしました。

【3】会計上の見積りに関する注記

1. 固定資産の減損損失

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失	－千円
有形固定資産残高	1,546,942千円
無形固定資産残高	36,966千円

(2) その他の情報

当社グループは、原則として、製造所その他の収益部門を基本単位としてグルーピングしており、当該収益部門ごとに将来キャッシュ・フローを見積って、減損の兆候、減損損失の認識の判定及び減損損失の測定を行っております。

当社グループは毎年、与えられた環境のもと、将来に及ぶ経営方針、経営戦略及び目標設定に基づき予算を編成し、毎月の取締役会に至る予算統制において予算の妥当性も検討されます。

将来キャッシュ・フローの見積りは、この予算を基礎として、収益部門ごとの固有の経済条件を主要な仮定として織り込んだものを使用しますが、将来の不確実な経済条件の変動等並びに当社グループの経営方針及び経営戦略等により予算が見直されるなどにより、将来キャッシュ・フローに変動が生じた場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	35,136千円
--------	----------

(2) その他の情報

当社及び連結子会社の当連結会計年度末における繰延税金資産の回収可能性においては、過去（3年）及び当連結会計年度の経営成績や課税所得並びに翌連結会計年度以降の予算及び一時差異の解消時期を見積って、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」第15項以下に従って各連結子会社を分類したうえで、一時差異の解消時期と見積可能期間に基づく繰延税金資産を計上しております。

一時差異の解消時期及び予算は「1. 固定資産の減損損失」に記載したとおり、将来の不確実な経済条件の変動等並びに当社グループの経営方針及び経営戦略による仮定に基づくものであります。

これらの条件の変動により予算が見直された場合、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

【4】追加情報

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

当社グループは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響について、連結計算書類作成時点において入手可能な情報に基づき、当連結会計年度末における固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性の会計上の見積りに大きな影響を与えるものではないと判断しております。

ただし、今後の状況の変化によって判断を見直した結果、翌連結会計年度以降の連結計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

【5】連結貸借対照表に関する注記

1. 受取手形及び売掛金

顧客との契約から生じた債権の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

受取手形	29,736千円
売掛金	715,236千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額	2,061,375千円
-------------------	-------------

3. 担保に供している資産

建物及び構築物	94,037千円
土地	631,622千円
投資その他の資産「その他」	9,679千円

上記に対応する債務

長期借入金	720,000千円
(1年内返済予定の長期借入金含む)	

4. 保証債務

下記関連会社の金融機関及び親会社 からの借入に対する債務保証額	57,623千円 (1,915千リンギット)
AMITA BERJAYA SDN. BHD.	

5. 当座貸越契約

当連結会計年度末における当座貸越契約による借入未実行残高は、次のとおりであります。

当座貸越限度額	700,000千円
借入実行残高	-千円
差引額	700,000千円

6. 連結会計年度末日満期手形

連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当連結会計年度の末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が連結会計年度末残高に含まれております。

受取手形	1,792千円
------	---------

7. 圧縮記帳

有形固定資産の取得価額から直接減額している圧縮記帳累計額は、148,886千円であります。

【6】連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	17,551,360株
------	-------------

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年3月17日 定時株主総会	普通株式	35,075千円	30円	2021年12月31日	2022年3月18日

(注) 当社は、2022年1月1日付で普通株式1株につき5株の割合、2022年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。1株当たり配当額につきましては、当該株式分割前の実際の配当金の額を記載しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2023年3月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	52,642千円	3円	2022年12月31日	2023年3月24日

3. 当連結会計年度末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	1,990,000株
------	------------

【7】金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは資金運用については、安全性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については当面は主として銀行借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、営業関連規程に基づき、取引先の信用状況の定期的なモニタリングや、回収状況や回収期日及び残高管理を行い、顧客の信用リスクに対応しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金、未払法人税等、預り金は、そのほとんどが1年内の支払期日であります。短期借入金は主に運転資金の調達を目的としたものであり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。金利は主に変動金利であり、金利変動のリスクを伴っております。当社グループでは各社が月次で資金繰表を作成し、金利変動リスクに対処すべく隨時見直しを行いながら、全体としての資金管理を行っております。

営業債務や借入金等は、流動性リスクに晒されておりますが、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、複数の金融機関と当座貸越契約により、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等(連結貸借対照表計上額281,722千円)は、時価開示の対象としておりません。また、「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「支払手形及び買掛金」「未払金」「未払法人税等」「預り金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金	1,252,562	1,252,061	△500
負債計	1,252,562	1,252,061	△500

(注) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	1,252,061	—	1,252,061
負債計	—	1,252,061	—	1,252,061

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

固定金利による長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、変動金利による長期借入金は、一定期間ごとに金利の更改が行われているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

【8】収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	社会デザイン事業
一時点で移転される財・サービス	4,618,105
一定の期間にわたり移転されるサービス	206,690
顧客との契約から生じる収益	4,824,795
その他の収益	—
外部顧客への売上高	4,824,795

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結計算書類 連結注記表「【1】連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (4)重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
顧客との契約から生じた債権	703,114	744,972
契約資産	—	—
契約負債	164,289	151,151

(注) 1. 契約負債は、顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

2. 当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額

164,289千円

3. 当期中の契約資産及び契約負債の残高の重要な変動がある場合のその内容
該当事項はありません。

(2) 残存履行義務に分配した取引価格

当社及び連結子会社において、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

【9】1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	113円69銭
1株当たり当期純利益	30円29銭

(注) 当社は、2022年1月1日付で普通株式1株につき5株の割合で、2022年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。そのため、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

【10】重要な後発事象に関する注記

(子会社の設立)

当社は、2022年11月25日開催の取締役会において、以下のとおり子会社の設立を決議し、2023年1月5日に子会社を設立いたしました。

1. 子会社の設立目的

2022年はWeb3元年とも言われ、国内外で「分散型のインターネット」と呼ばれるWeb3の動きが加速しております。今までではWebプラットフォームを介して情報収集や情報発信をしていた状況が、Web3により、管理者が存在しなくても、ブロックチェーン技術を活用してユーザー同士でのデータ管理、個人間でのコンテンツの提供、デジタルデータの販売、送金などが可能になりました。現在、これらの特性を活かして独自のトークンを発行し、独自の経済圏やコミュニティ（トークンエコノミー）を形成する動きが国内で見られております。

当社グループがミッションとして掲げております「持続可能社会＝発展すればするほど自然資源と人間関係資源が増加する社会」の実現には、エコシステム社会の構築が必要だと考えております。エコシステム社会には、社会課題の解決と当事者意識・コミュニティ醸成を同時獲得する必要があり、Web3関連技術を応用することが有効と考えております。新子会社「AMIDAO株式会社」は、Web3関連技術を応用して、上記に資するトークンエコノミーの設計・開発を行います。

また、加速・複雑化する事業環境の変化に対応し、エコシステム社会を構築するためには、同じ価値観・ビジョンを持つクリエイティブ人財、基盤・アプリ開発等のデジタル人財が不可欠であります。新子会社「AMIDAO株式会社」は、良質な人財・経営資源等が集まり、共創するメカニズムとして、プロジェクト毎に自立分散的な共創の場を創出いたします。

2. 設立する子会社の概要

(1) 名称	AMIDAO株式会社（英文 AMIDAO CORPORATION）	
(2) 所在地	京都市中京区烏丸通押小路上ル秋野々町535番地	
(3) 代表者の役職・ 氏名	代表取締役社長兼CEO (Co-Ecosystem Organizer) 熊野 英介 取締役兼CDO (Co-DAO Optimizer) 林 篤志 取締役 岡田 健一	
(4) 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・エコシステム社会の構築に資するビジネスやアプリ、ツールの設計、開発。 ・オフィスビルや商業施設における、トークンを用いたゼロエミッションやカーボンニュートラルの取り組みの推進。 	
(5) 資本金	10百万円	
(6) 設立年月日	2023年1月5日	
(7) 発行済株式総数	1,000株	
(8) 大株主との持株 比率	アミタホールディングス株式会社 100%	
(9) 事業年度	1月1日から12月31日まで	
(10) 当事者間の関 係等	資本関係	当社100%子会社として設立
	人的関係	当社の取締役が兼務
	取引関係	当該会社の経営管理業務の委託を目的とした業務委託契約を、当社と当該会社の間で締結しております。

(連結子会社の商号変更及び簡易新設分割による子会社の設立)

当社は、2022年11月10日開催の取締役会において、当社の完全子会社であるアミタ株式会社の商号を2023年1月1日付で「アミタサークルー株式会社」へ変更し、アミタ株式会社の事業の一部を会社分割（簡易新設分割）の方式により新設会社に承継させるとともに、新設会社を当社の完全子会社とすることを決議し、手続きを完了いたしました。

1. 子会社の商号変更

(1) 子会社の概要

(1) 名称	アミタ株式会社
(2) 所在地	東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番地7
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 末次 貴英
(4) 事業内容	企業や自治体のサステナビリティ向上に向けてビジョン策定から実行支援までの統合的な支援を行う社会デザイン事業を展開し、持続可能な社会の実現を推進する。
(5) 資本金	100百万円
(6) 設立年月日	1977年4月1日
(7) 大株主との持分比率	アミタホールディングス株式会社 100%
(8) 事業年度の末日	12月31日

(2) 商号変更の理由

後述の「2. 子会社の会社分割（簡易新設分割）」に伴い、事業内容が資源循環をはじめとしたサークルーエコノミーに資するサークルーマテリアルの製造に特化する目的から商号を変更するものであります。

(3) 新商号

アミタサークルー株式会社

(英文 AMITA CIRCULAR CORPORATION)

(4) 商号変更日

2023年1月1日

2. 子会社の会社分割（簡易新設分割）

(1) 会社分割の目的

当社グループは、「循環型社会システム」の提供を通じて、「持続可能社会=発展すればするほど自然資本と人間関係資本が増加する社会」の実現に貢献する「未来デザイン企業」として、45年にわたり培ったサステナビリティ分野の良質なネットワーク及び人・資源・情報のプラットフォームを活かし、“産業と暮らしのRe・デザイン”をテーマに、持続可能な企業経営・地域運営を統合的に支援する「社会デザイン事業」の開発・提供に取り組んでおります。

新型コロナウイルス感染症拡大以降、ロシアによるウクライナ侵攻に伴う影響、原材料の供給不足や資源価格の高騰といったグローバルサプライチェーンの不安定性の増加に加え、為替リスクの増大など、先行き不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、連結子会社を下記理由にて分割をする決議をいたしました。

■アミターサーキュラー株式会社

天然資源の代替であるリサイクル資源の製造から、使用するほどCO₂削減や生態系サービスの回復に資することが証明されたサーキュラーマテリアルの製造へと高度化してまいります。この高度化のスピードを上げるため、サーキュラーマテリアル事業に特化した組織体とし、新たな循環資源及び循環技術の開発やパートナー企業との積極的なアライアンスといった事業革新の機動力を高めてまいります。

■アミタ株式会社

持続可能な企業経営・地域運営への移行戦略ニーズが急激に高まる中、社会ニーズを先読みしたサービス開発とソリューション力の高度化が重要となります。移行戦略の立案及び実行フェーズの統合支援に特化した新会社を設立することで、急激な時代変化への対応力を高め、継続的な価値創出を行います。また、組織的な機動性を高めることにより、国内以上に不確実性の高い海外市場での事業展開を迅速に行います。

(2) 会社分割の概要

① 会社分割の方式

アミタ株式会社（2023年1月1日付で「アミターサーキュラー株式会社」に商号変更。以下「分割会社」という。）を分割会社とし、そのコンサルティングサービス事業、認証事業、ICT事業（以下「対象事業」という。）を新設会社に承継する分割型簡易新設分割であります。

② 会社分割の日程

(1) 当社取締役会	2022年11月10日
(2) 新設分割計画書承認取締役会（分割会社）	2022年11月10日
(3) 新設分割の効力発生日（新設会社設立日）	2023年1月5日

（注）会社法第805条に定める簡易新設分割の規定により、分割会社における新設分割計画に関する株主総会の承認を得ることなく行います。

③ 会社分割に係る割当の内容

新設会社は、会社分割に際して普通株式5,000株を発行し、その全てを分割会社に割当付いたします。同時に、分割会社は、自らに割り当てられた当該株式を、剰余金の配当として、完全親会社である当社に対して交付いたします。

④ 会社分割により減少する資本金等

会社分割による分割会社の資本金の減少はありません。

⑤ 新設会社が承継する権利義務

新設会社は、効力発生日において、分割会社の対象事業に係る資産、債務、その他の権利義務を承継いたします。なお、債務の承継については、免責的債務引受の方法によるものといたします。

⑥ 債務履行の見込み

新設会社は、会社分割により負担する債務について、履行の見込みに問題はないものと判断しております。

(3) 会社分割当事会社の概要

① 分割会社

(1) 名称	アミタ株式会社 (2023年1月1日付でアミタセキュラー株式会社に商号変更)
(2) 所在地	東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番地7
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 末次 貴英 (2023年1月1日付で代表取締役を土元 健司に変更)
(4) 事業内容	企業や自治体のサステナビリティ向上に向けてビジョン策定から実行支援までの統合的な支援を行う社会デザイン事業を展開し、持続可能な社会の実現を推進する。 (2023年1月1日付でセキュラーマテリアル事業に変更)
(5) 資本金	100百万円
(6) 設立年月日	1977年4月1日
(7) 大株主との持株比率	アミタホールディングス株式会社 100%
(8) 事業年度の末日	12月31日

② 新設会社

(1) 名称	アミタ株式会社		
(2) 所在地	東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番地7		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 田部井 進一		
(4) 事業内容	トランジションストラテジー事業		
(5) 資本金	50百万円		
(6) 設立年月日	2023年1月5日		
(7) 発行済株式総数	5,000株		
(8) 大株主との持株比率	アミタホールディングス株式会社 100%		
(9) 事業年度の末日	12月31日		
(10) 当事者間の関係等	資本関係	当社100%子会社として設立	
	人的関係	分割会社取締役が新設分割会社の取締役を兼務	
	取引関係	当該会社の経営管理業務の委託を目的とした業務委託契約を、当社と当該会社の間で締結しております。	

(4) 分割又は承継する事業部門の概要

①分割又は承継する部門の事業内容

コンサルティングサービス事業、認証事業、ICT事業

②分割又は承継する資産、負債の項目及び金額（2022年12月末）

(百万円未満切捨て)

資産		負債	
項目	帳簿価格	項目	帳簿価格
流動資産	384百万円	流動負債	112百万円
固定資産	69百万円	固定負債	114百万円
合計	453百万円	合計	226百万円

(5) 当該組織再編後の状況

会社分割後の状況については、前述の「2. 子会社の会社分割（簡易新設分割）（3）会社分割当事会社の概要」をご参照ください。

(6) 業績に与える影響

会社分割の当事会社はいずれも当社の完全子会社であることから、当社グループの連結業績に与える影響は軽微であります。

~~~~~  
 (注) 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書並びに連結注記表の記載数字は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 貸 借 対 照 表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部          |                    | 負 債 の 部              |                    |
|------------------|--------------------|----------------------|--------------------|
| 科 目              | 金 額                | 科 目                  | 金 額                |
| <b>【流 動 資 産】</b> | <b>[568,507]</b>   | <b>【流 動 負 債】</b>     | <b>[269,951]</b>   |
| 現 金 及 び 預 金      | 454,611            | 1年内返済予定の長期借入金        | 170,000            |
| 未 収 入 金          | 73,536             | 未 払 金                | 47,229             |
| 前 払 費 用          | 8,584              | 未 払 費 用              | 21,839             |
| そ の 他            | 31,774             | 未 払 法 人 税 等          | 4,726              |
|                  |                    | 賞 与 引 当 金            | 20,235             |
|                  |                    | そ の 他                | 5,920              |
| <b>【固 定 資 産】</b> | <b>[1,880,887]</b> | <b>【固 定 負 債】</b>     | <b>[1,162,923]</b> |
| (投資その他の資産)       | (1,880,887)        | 長 期 借 入 金            | 1,082,562          |
| 関 係 会 社 株 式      | 953,104            | 退 職 給 付 引 当 金        | 80,360             |
| 関係会社長期貸付金        | 924,000            | <b>負 債 合 計</b>       | <b>1,432,874</b>   |
| そ の 他            | 3,783              | <b>純 資 産 の 部</b>     |                    |
|                  |                    | <b>【株 主 資 本】</b>     | <b>[1,010,471]</b> |
|                  |                    | (資 本 金)              | (480,680)          |
|                  |                    | (資 本 剰 余 金)          | (250,443)          |
|                  |                    | 資 本 準 備 金            | 134,259            |
|                  |                    | そ の 他 資 本 剰 余 金      | 116,184            |
|                  |                    | (利 益 剰 余 金)          | (279,829)          |
|                  |                    | そ の 他 利 益 剰 余 金      | 279,829            |
|                  |                    | 繰 越 利 益 剰 余 金        | 279,829            |
|                  |                    | (自 己 株 式)            | (△482)             |
|                  |                    | <b>【新 株 予 約 権】</b>   | <b>[6,049]</b>     |
|                  |                    | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>1,016,520</b>   |
| <b>資 産 合 計</b>   | <b>2,449,395</b>   | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>2,449,395</b>   |

## 損 益 計 算 書

(自 2022年1月1日)  
(至 2022年12月31日)

(単位:千円)

| 科 目                     | 金 額     |         |
|-------------------------|---------|---------|
| 営 業 収 益                 |         |         |
| 関 係 会 社 受 入 手 数 料       | 760,968 | 760,968 |
| 営 業 費 用                 |         |         |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 743,776 | 743,776 |
| 営 業 利 益                 |         | 17,191  |
| 営 業 外 収 益               |         |         |
| 受 取 利 息                 | 17,799  |         |
| 不 動 産 賃 貸 収 入           | 4,689   |         |
| そ の 他                   | 3,144   | 25,633  |
| 営 業 外 費 用               |         |         |
| 支 払 利 息                 | 16,173  |         |
| 支 払 保 証 料               | 20,283  |         |
| そ の 他                   | 3,640   | 40,096  |
| 経 常 利 益                 |         | 2,728   |
| 特 别 損 失                 |         |         |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損       | 14,744  | 14,744  |
| 税 引 前 当 期 純 損 失         |         | 12,015  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 4,039   | 4,039   |
| 当 期 純 損 失               |         | 16,054  |

## 株主資本等変動計算書

(自 2022年1月1日)  
(至 2022年12月31日)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |           |         |               | 本               |               |
|-------------------------|---------|-----------|---------|---------------|-----------------|---------------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |         |               | 利 益 剰 余 金       |               |
|                         |         | 資 本 準 備 金 | そ の 他   | 資 本 剰 余 金 合 計 | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 合 計 |
| 当 期 首 残 高               | 474,920 | 128,499   | 116,184 | 244,683       | 330,959         | 330,959       |
| 当 期 変 動 額               |         |           |         |               |                 |               |
| 新 株 の 発 行<br>(新株予約権の行使) | 5,760   | 5,760     | —       | 5,760         | —               | —             |
| 剰 余 金 の 配 当             | —       | —         | —       | —             | △35,075         | △35,075       |
| 当 期 純 損 失               | —       | —         | —       | —             | △16,054         | △16,054       |
| 自 己 株 式 の 取 得           | —       | —         | —       | —             | —               | —             |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | —       | —         | —       | —             | —               | —             |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 5,760   | 5,760     | —       | 5,760         | △51,130         | △51,130       |
| 当 期 末 残 高               | 480,680 | 134,259   | 116,184 | 250,443       | 279,829         | 279,829       |

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |             | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|---------|-------------|-----------|-----------|
|                         | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |           |           |
| 当 期 首 残 高               | △375    | 1,050,187   | —         | 1,050,187 |
| 当 期 変 動 額               |         |             |           |           |
| 新 株 の 発 行<br>(新株予約権の行使) | —       | 11,520      | —         | 11,520    |
| 剰 余 金 の 配 当             | —       | △35,075     | —         | △35,075   |
| 当 期 純 損 失               | —       | △16,054     | —         | △16,054   |
| 自 己 株 式 の 取 得           | △106    | △106        | —         | △106      |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | —       | —           | 6,049     | 6,049     |
| 当 期 変 動 額 合 計           | △106    | △39,715     | 6,049     | △33,666   |
| 当 期 末 残 高               | △482    | 1,010,471   | 6,049     | 1,016,520 |

## [個別注記表]

### 【1】重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

#### 2. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金…………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金…………従業員賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額に基づく当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を基礎とした額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

#### 3. 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足しこれに関する収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

当社の収益は、主に子会社からの経営指導料収入及び受取配当金であります。経営指導料収入においては、子会社への契約内容に応じた経営指導業務を提供することが履行義務であり、業務を実施した時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。受取配当金においては、配当金の効力発生日をもって認識しております。

## 【2】会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

なお、これによる計算書類に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

なお、これによる計算書類に与える影響はありません。

### 【3】会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 - 千円

- (2) その他の情報

連結計算書類 連結注記表「【3】会計上の見積りに関する注記 2. 繰延税金資産の回収可能性」に記載した内容と同一であります。

### 【4】追加情報

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

連結計算書類 連結注記表「【4】追加情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

### 【5】貸借対照表に関する注記

#### 1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

|        |           |
|--------|-----------|
| 短期金銭債権 | 73,824千円  |
| 長期金銭債権 | 924,000千円 |
| 短期金銭債務 | 11,039千円  |

#### 2. 当座貸越契約

当事業年度末における当座貸越契約による借入未実行残高は、次のとおりであります。

|         |           |
|---------|-----------|
| 当座貸越限度額 | 600,000千円 |
| 借入実行残高  | - 千円      |
| 差引額     | 600,000千円 |

### 【6】損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 営業収益            | 760,968千円 |
| 販売費及び一般管理費      | 36,144千円  |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 39,872千円  |

### 【7】株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末の自己株式の種類及び株式数

普通株式 3,890株

## 【8】税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

|           |           |
|-----------|-----------|
| 関係会社株式評価損 | 50,504千円  |
| 退職給付引当金   | 24,606千円  |
| その他       | 8,320千円   |
| 繰延税金資産小計  | 83,431千円  |
| 評価性引当額    | △83,431千円 |
| 繰延税金資産合計  | -千円       |

## 【9】関連当事者との取引に関する注記

(単位：千円)

| 種類  | 会社等の名称 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係               | 取引の内容                                                                                           | 取引金額                                                         | 科目            | 期末残高              |
|-----|--------|-------------------|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|---------------|-------------------|
| 子会社 | アミタ㈱   | 所有直接100%          | 金銭消費貸借<br>業務支援<br>債務被保証 | 受取利息（注3）<br>管理業務の受託（注1）<br>銀行借入に対する債務被保証（注2）<br>支払保証料（注2）<br>銀行借入に対する土地建物の担保受入（注4）<br>支払保証料（注4） | 17,789<br>760,968<br>1,200,000<br>12,685<br>720,000<br>7,598 | 長期貸付金<br>未収入金 | 924,000<br>69,755 |

(注1) 価格その他の取引条件は、当社発生費用を基礎に両社協議のうえ決定し、連結子会社より收受しております。

(注2) 当社は、銀行借入に対して同社より債務保証を受けており、保証形態を勘案して保証料を設定しております。

(注3) 資金の貸付については、当社の調達金利を基礎に市場金利を勘案して決定しており、担保は受け入れておりません。

(注4) 土地及び建物の担保受入については、当社の銀行借入に対するものであり、保証形態を勘案して保証料を設定しております。

## 【10】収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、計算書類 個別注記表「【1】重要な会計方針に係る事項に関する注記 3. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

【11】1株当たり情報に関する注記

|            |        |
|------------|--------|
| 1株当たり純資産額  | 57円59銭 |
| 1株当たり当期純損失 | 0円92銭  |

(注) 当社は、2022年1月1日付で普通株式1株につき5株の割合、2022年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。そのため、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。

【12】重要な後発事象に関する注記

(子会社の設立)

当社は、2022年11月25日開催の取締役会において、2023年1月5日付で新子会社「AMIDAO株式会社」を設立することを決議いたしました。

なお、詳細につきましては、連結計算書類 連結注記表「【10】重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりであります。

(連結子会社の商号変更及び簡易新設分割による子会社の設立)

当社は、2022年11月10日開催の取締役会において、当社の完全子会社であるアミタ株式会社の商号を2023年1月1日付で「アミタサーチュラー株式会社」へ変更し、アミタ株式会社の事業の一部を会社分割（簡易新設分割）の方式により新設会社に承継させるとともに、新設会社を当社の完全子会社とすることを決議し、手続きを完了いたしました。

なお、詳細につきましては、連結計算書類 連結注記表「【10】重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりであります。

### 【13】 その他の注記

#### 退職給付会計に関する注記

##### (1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職一時金制度を採用し、退職給付債務の算定は簡便法を採用しております。

##### (2) 退職給付債務に関する事項

(簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整内容)

|                     |                 |
|---------------------|-----------------|
| 退職給付引当金の期首残高        | 58,939千円        |
| 退職給付費用              | 11,242千円        |
| 退職給付の支払額            | △1,660千円        |
| グループ会社間の異動による増減額    | 11,838千円        |
| <u>退職給付引当金の期末残高</u> | <u>80,360千円</u> |

##### (3) 退職給付費用に関する事項

(内訳)

簡便法で計算した退職給付費用 11,242千円

(注) 退職給付費用には、グループ会社への出向者に対する当社負担金を含めております。

~~~~~  
(注) 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びに個別注記表の記載数字は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年2月24日

アミタホールディングス株式会社
取締役会御中

PwC京都監査法人
京都事務所

指 定 社 員	公認会計士 松 永 幸 廣
業務執行社員	_____
指 定 社 員	公認会計士 矢 野 博 之
業務執行社員	_____

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アミタホールディングス株式会社の2022年1月1日から2022年12月31までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アミタホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するためには、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年2月24日

アミタホールディングス株式会社
取締役会御中

PwC京都監査法人
京都事務所

指 定 社 員	公認会計士 松 永 幸 廣
業務執行社員	
指 定 社 員	公認会計士 矢 野 博 之
業務執行社員	

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アミタホールディングス株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事實を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかが結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期監査方針を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針に基づき、取締役、内部監査部門その他の使用者等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われるこことを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月24日

アミタホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 長谷川 孝文 印

社外監査役 中 東 正 文 印

社外監査役 矢 本 浩 敦 印

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、財務体質と経営基盤の強化を図るとともに、必要な内部留保を確保しつつ、業績に応じてステークホルダーに対して適正な利益還元を継続的に実施していくことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当社の市場創造期における事業投資に備えた資金の確保や賃上げ等の従業員に対する還元を総合的に勘案した結果、以下のとおりいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金3円いたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は52,642,410円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年3月24日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

新たな経営体制のもと、経営基盤の強化及び企業価値の向上を図るため、現行定款第24条（代表取締役および役付取締役）第3項の役付取締役として、新たに取締役副会長を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条乃至第23条（条文省略） (代表取締役および役付取締役) 第24条 当会社は、取締役会の決議 によって代表取締役を選定する。 2 代表取締役は会社を代表し、会 社の業務を執行する。 3 取締役会は、その決議によっ て、取締役社長1名を選定し、取 締役会長1名および取締役副社 長、専務取締役および常務取締役 各若干名を選定することができる。 第25条乃至第50条（条文省略）	第1条乃至第23条（現行どおり） (代表取締役および役付取締役) 第24条（現行どおり） 2（現行どおり） 3 取締役会は、その決議によっ て、取締役社長1名を選定し、取 締役会長、 <u>取締役副会長各1名な</u> <u>らびに取締役副社長、専務取締役</u> および常務取締役各若干名を選定 することができる。 第25条乃至第50条（現行どおり）

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　　名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所　有　す　る 当　社　の 株　式　の　数
1	再任 熊野英介 <small>くまの　えい　すけ</small> <small>(1956年3月17日)</small>	1979年4月 アミタ（株）（現アミタサークьюラー（株））入社 1987年5月 同社取締役 1991年4月 同社専務取締役 1993年11月 同社代表取締役社長 2009年1月 公益財団法人信頼資本財団 代表理事（現任） 2009年11月 特定非営利活動法人アースウォッチ・ジャパン理事 2010年1月 当社代表取締役会長兼社長 2010年12月 （株）アミタ持続可能経済研究所取締役 2011年2月 一般社団法人ソーシャルビジネスネットワーク理事 2012年1月 （株）アミタ持続可能経済研究所代表取締役 2016年1月 アミタ（株）（現アミタサークьюラー（株））取締役会長 2021年3月 当社代表取締役会長兼CEO（現任） 2023年1月 AMIDAO（株）代表取締役 社長兼CEO（現任）	5,594,100株

取締役候補者とした理由

熊野英介氏は当社及びグループ会社の取締役として長年にわたりグループ全体の経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しております。また、2010年1月より当社の代表取締役を務めており、企業経営者としての豊富な経験とともに人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	<p style="text-align: center;">再任</p> <p>佐藤博之 (1965年12月23日)</p>	<p>2008年4月 アミタ（株）（現アミタサークьюラー（株））入社</p> <p>2014年12月 （株）アミタ持続可能経済研究所代表取締役</p> <p>2016年1月 同社取締役 アミタ（株）（現アミタサークьюラー（株））代表取締役 AMITA BERJAYA SDN. BHD. DIRECTOR（現任）</p> <p>2016年3月 当社取締役</p> <p>2017年3月 当社専務取締役</p> <p>2018年1月 （株）アミタ持続可能経済研究所代表取締役</p> <p>2018年6月 AMITA ENVIRONMENTAL STRATEGIC SUPPORT (MALAYSIA) SDN. BHD. DIRECTOR（現任）</p> <p>2020年6月 一般社団法人グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン理事（現任）</p> <p>2021年3月 当社代表取締役社長兼COO（現任）</p> <p>2021年10月 ジャパン・サーキュラー・エコノミー・パートナーシップ代表幹事（現任）</p> <p>2022年3月 Codo Advisory（株）取締役（現任）</p>	24,000株
取締役候補者とした理由			
佐藤博之氏はグループ会社において地域デザイン部門の責任者、子会社の事業会社であるアミタ（株）（現アミタサークьюラー（株））の代表取締役を歴任するなど、営業及び製造に関し、豊富な経験と実績を有しており、2016年3月より当社の取締役を務めております。また、2021年3月に当社の代表取締役社長兼COOに就任し、グループ会社の代表取締役の経験から事業全般における経営の推進について力を発揮すべく、引き続き取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所持する当社の株式の数
3	<p style="text-align: center;"> 再任 末次 貴英 <small>すえ つぐ たか ひで</small> <small>(1981年1月19日)</small> </p>	<p>2005年4月 アミタ（株）（現アミタサークьюラー（株））入社</p> <p>2017年1月 同社環境戦略デザイングループリーダー</p> <p>2019年1月 同社取締役（現任）</p> <p>2019年7月 同社取締役執行役員</p> <p>2020年1月 同社代表取締役</p> <p>2020年3月 当社取締役（現任）</p> <p>2021年7月 AMITA BERJAYA SDN. BHD. DIRECTOR（現任）</p> <p>2022年6月 AMITA ENVIRONMENTAL STRATEGIC SUPPORT (MALAYSIA) SDN.BHD. DIRECTOR（現任）</p> <p>2023年1月 アミタ（株）取締役（現任）</p>	一株

取締役候補者とした理由

末次貴英氏はグループ内において営業部門の責任者、子会社の事業会社であるアミタ（株）（現アミタサークьюラー（株））の代表取締役を務めるなど、営業及び製造に関し、豊富な経験と実績を有しております。また、2020年3月より当社の取締役を務めており、当社グループの事業全般における経営の推進について力を発揮すべく、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所持する当社株式の数
4	<p>再任</p> <p>から 唐 かま 鎌 しん 真 いち (1964年4月9日)</p>	<p>2006年12月 アミタ（株）（現アミタサー キュラー（株））入社</p> <p>2009年2月 （株）アミタ持続可能経済研究所代表取締役</p> <p>2017年3月 当社取締役（現任）</p> <p>2018年1月 （株）アミタ持続可能経済研究所取締役</p> <p>2018年2月 一般社団法人日本サステナブルコミュニティ協会理事（現任）</p> <p>2022年3月 Codo Advisory（株）取締役</p>	3,000株

取締役候補者とした理由

唐鎌真一氏はグループ会社において営業部門の責任者を担当し、その後は戦略担当を務めるなど豊富な経験と幅広い見識を有しており、2017年3月より当社の取締役を務めております。また、金融機関における豊富な業務経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、当社グループにおける財務戦略立案に適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

5	<p>再任</p> <p>おか 岡 だ 田 けん 健 いち (1979年1月15日)</p>	<p>2005年4月 アミタ（株）（現アミタサー キュラー（株））入社</p> <p>2019年1月 同社地上資源マネジメントグループグループリーダー</p> <p>2020年1月 同社取締役（現任）</p> <p>2021年1月 同社取締役執行役員</p> <p>2022年1月 当社執行役員未来デザイング ループグループマネージャー</p> <p>2022年3月 当社取締役（現任）</p> <p>2023年1月 アミタ（株）取締役（現任）</p> <p>2023年1月 AMIDAO（株）取締役（現任）</p>	9,000株
---	---	--	--------

取締役候補者とした理由

岡田健一氏はグループ内においてコンサルティング部門の要職を経て、リサイクル部門、環境管理業務のICT・アウトソーシング部門、環境認証部門の責任者を歴任し、子会社の事業会社であるアミタ（株）（現アミタサー キュラー（株））の取締役を務めるなど、グループ事業全般に関し、豊富な経験と実績を有しております。また、2022年3月より当社の取締役を務めており、当社グループの戦略的な経営の推進について力を発揮すべく、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所持する当社株式の数
6	<p style="text-align: center;"> 新任 社外 独立 たかの野まさ雅晴 (1963年9月13日) </p>	<p>1988年4月 日経マグロウヒル（株）（現（株）日経BP）入社</p> <p>1995年4月 （株）ディジタル・ビジョン・ラボラトリーズ企画部長</p> <p>2000年8月 （株）ビットメディア代表取締役（現任）</p> <p>2019年6月 一般社団法人未来フェス（現一般社団法人参加型社会学会）理事（現任）</p> <p>2019年7月 （株）SDGsテック代表取締役（現任）</p> <p>2021年6月 エス・アイ・ピー（株）取締役（現任）</p> <p>2021年10月 一般社団法人SVI推進協議会理事（現任）</p>	一株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

高野雅晴氏は、ICT分野の経営者としてご活躍されており、また出版業界の豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社が掲げる「ひと・自然・もの・情報のすべてがつながるエコシステム社会構想2030」の実行に向けて必要な専門的な知識と経験を有していることから、これらの経験を客観的・中立的立場で当社の経営に活かしていただくことを期待し、新たに社外取締役候補者としております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
7	<p style="text-align: center;"> 新任 社外 独立 清水菜保子 (1973年5月17日) </p> <p style="text-align: center;"> 新任 社外 独立 </p>	<p>1996年4月 アミタ（株）（現アミタサークル（株））入社</p> <p>2000年12月 同社退社</p> <p>2002年12月 特定非営利活動法人環境ネットワークくまもと（現特定非営利活動法人くまもと未来ネット）理事</p> <p>2003年1月 グリフィス大学（豪）環境教育修士課程修了</p> <p>2005年4月 エコ村伝承館事務局</p> <p>2011年4月 ネットワークココ代表</p> <p>2013年10月 一般社団法人ゆずり葉代表理事（現任）</p> <p>2016年4月 くまもと子ども・女性支援ネット共同代表（現任）</p> <p>2018年4月 一般社団法人Arts & Sports for Everyone監事（現任）</p> <p>2021年4月 熊本日日新聞 読者と報道を考える委員会委員（現任）</p>	一株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

清水菜保子氏は、地域活動を通じた共生社会づくりに係る豊富な経験と知見を有しており、互助共助が増加する起点となる「MEGURU STATION®」の展開をはじめとし、これらの経験を客観的・中立的立場で当社の経営に活かしていただくことを期待し、新たに社外取締役候補者としております。

なお、同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

(注) 1. 当社と取締役候補者との特別の利害関係について

(1) 取締役候補者熊野英介氏は、公益財団法人信頼資本財団の代表理事であり、同法人は当社と同一の事業の部類に属する事業を行っております。

(2) 上記(1)のほか、各候補者と当社との間に特別の利害関係はございません。

2. 社外取締役及び独立役員について

高野雅晴、清水菜保子の両氏は、社外取締役候補者であります。なお、両氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、原案どおり両氏の選任が承認された場合、当社は両氏を東京証券取引所に対し、「独立役員」として届け出る予定であります。

3. 社外取締役との責任限定契約について

当社定款においては、会社法第427条第1項の規定により、当社と社外取締役との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨の規定を設けておりま

す。原案どおり高野雅晴氏、清水菜保子の両氏の選任が承認された場合、当社は当該規定に基づき、両氏との間で損害賠償責任の限度額を金1,000千円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結する予定であります。

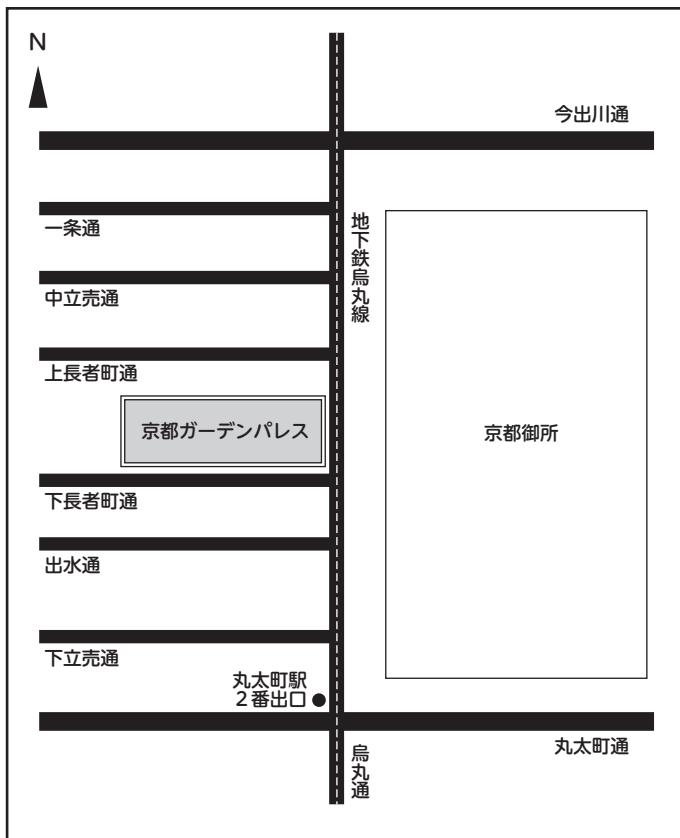
4. 取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約について

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補することとしております。各候補者が取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、その任期中に当該保険契約の満期が到来しますが、引き続き各取締役を被保険者とする同内容の役員等賠償責任保険契約を締結する予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

[会 場] 京都市上京区烏丸通下長者町上ル龍前町605番地
京都ガーデンパレス 2階 祇園



[交 通]

- 京都市営地下鉄烏丸線
丸太町駅 2番出口より 徒歩約8分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。